

老人保健施設「あじさい苑」通所リハビリテーション利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

1. 通所リハビリテーションご利用の方の自己負担額

(ア) 保険給付の自己負担額

区分	通所リハビリテーション費(日額)					
	1時間以上2時間未満		2時間以上3時間未満		3時間以上4時間未満	
利用時間帯	1割負担額	2割負担額	3割負担額	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	369円	738円	1,107円	383円	766円	1,149円
要介護2	398円	796円	1,194円	439円	878円	1,317円
要介護3	429円	858円	1,287円	498円	996円	1,494円
要介護4	458円	916円	1,374円	555円	1,110円	1,665円
要介護5	491円	982円	1,473円	612円	1,224円	1,836円

区分	通所リハビリテーション費(日額)					
	3時間以上4時間未満		4時間以上5時間未満		5時間以上6時間未満	
利用時間帯	1割負担額	2割負担額	3割負担額	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	486円	972円	1,458円	553円	1,106円	1,659円
要介護2	565円	1,130円	1,695円	642円	1,284円	1,926円
要介護3	643円	1,286円	1,929円	730円	1,460円	2,190円
要介護4	743円	1,486円	2,229円	844円	1,688円	2,532円
要介護5	842円	1,684円	2,526円	957円	1,914円	2,871円

区分	通所リハビリテーション費(日額)					
	5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満		7時間以上8時間未満	
利用時間帯	1割負担額	2割負担額	3割負担額	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	622円	1,244円	1,866円	715円	1,430円	2,145円
要介護2	738円	1,476円	2,214円	850円	1,700円	2,550円
要介護3	852円	1,704円	2,556円	981円	1,962円	2,943円
要介護4	987円	1,974円	2,961円	1,137円	2,274円	3,411円
要介護5	1,120円	2,240円	3,360円	1,290円	2,580円	3,870円

※基本的には6時間以上7時間未満でのサービス提供になります。ただし、身体状況など、都合に応じたサービス提供を行いますので、担当者にご相談ください。

○ 通所リハビリテーション費

介護保険給付に係る原則1割の自己負担分、あるいは、一定以上の所得者は2割の自己負担になります。また、現役並みに所得のある方につきましては、3割の自己負担になります。すべて市町村決定による負担割合により、自己負担分が決まります。なお、介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって自己負担分が異なりますのでご理解ください。

(イ) 加算費用

区分	1割負担額(円)	2割負担額(円)	3割負担額(円)	備考
入浴介助加算	40円	80円	120円	居宅サービス計画(ケアプラン)上で、サービス内容に入浴介護を位置づけられている場合
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	要介護3以上のご利用者が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が勤務している職員の占める割合が25%以上の場合(通常算定)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%			介護職員の処遇改善に関する要件を事業所(法人)が満たしている場合、介護保険適用単位数の1000分の86に相当する額(2・3割負担の場合は、2・3割小計単位数の1000分の86)を一律で加算算定(月額)

(ウ) リハビリ等加算費用

区分	1割負担額(円)	2割負担額(円)	3割負担額(円)	備考
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	24円	48円	72円	リハビリマネジメント加算のいづれかを算定し、理学療法士の合計数が利用者25名に1名、その端数を増すごとに1名以上配置している場合(※3・4時間未満12円(24円)・4～5時間未満16円(32円)のご負担になります)
リハビリテーション提供体制加算(5時間以上6時間未満)	20円	40円	60円	
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて通所リハビリ計画を見直します。
リハビリマネジメント加算(ロ)	6ヶ月以内	593円	1,186円	リハビリ会議を開催し、計画書を作成し同意を得るとともに医師に報告し、計画書等の情報を厚生労働省に提出する。
	6ヶ月を超	273円	546円	
区分	1割負担額(片道)	2割負担額(片道)	3割負担額(片道)	備考
事業所への送迎をしない場合の減算	△47円	△94円	△141円	家族等が送迎を行う等、事業所が送迎を行わない場合の片道あたりの減算

3. 食費

区分	食事代(1日1回)	備考
食事費用(昼食代)	日額 575円	施設で提供する昼食をご用意させていただいた場合(おやつ代も含まれています)

○ 上記の他

※おむつの必要な場合、おむつ代として実負担となります。

※通常のリハビリ費用は、自己負担額に含まれています。

※利用休止の場合には、できるだけ早くご連絡ください。(キャンセル料は発生しません。)

○ お支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日迄にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金、自動引き落とし、銀行振込の方法があります。入所申込み時にお選びください。(自動引き落としに係る金融機関は指定となっております。)

<別紙2>

老人保健施設「あじさい苑」介護予防通所リハビリテーション利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

2. 介護予防通所リハビリテーションご利用の方の自己負担額

(ア) 保険給付の自己負担額

区分	介護予防通所リハビリテーション費(月額)		
	1割自己負担額	2割自己負担額	3割自己負担額
要支援 1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援 2	4,228円	8,456円	12,684円

○ 介護予防通所リハビリテーション費

介護保険給付に係る原則1割の自己負担分、あるいは、一定以上の所得者は2割の自己負担になります。また、現役並みに所得のある方につきましては、3割の自己負担になります。すべて市町村決定による負担割合により、自己負担分が決まります。なお、介護保険制度では要介護認定による要支援の程度によって自己負担分が異なりますのでご理解ください。

(イ) 加算費用

区分	1割負担額(月)	2割負担額(月)	3割負担額(月)	備考
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて通所リハビリ計画を見直します。
サービス提供体制強化加算 I (要支援1対象)	88円	176円	264円	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士資格取得職員の占める割合が25%以上の場合であること
サービス提供体制強化加算 I (要支援2対象)	176円	352円	528円	介護職員の処遇改善に関する要件を事業所(法人)が満たしている場合、介護保険適用単位数の1000分の86に相当する額(2・3割負担の場合は、2・3割小計単位数の1000分の86)を一律で加算算定(月額)
介護職員処遇改善加算 I		8.6%		

3. 食費

区分	食事代(1日1回)		備考
	日額	月額	
食事費用(昼食代)	575円	施設で提供する昼食をご用意させていただいた場合(おやつ代も含まれています)	

○ 上記の他

※おむつの必要な場合、おむつ代として実費負担となります。

※通常のリハビリ費用は、自己負担額に含まれています。

※利用休止の場合には、できるだけ早くご連絡ください。(キャンセル料は発生しません。)

○ お支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日迄にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金、自動引き落とし、銀行振込の方法があります。入所申込み時にお選びください。(自動引き落としに係る金融機関は指定となっております。)